

第3号議案

トキ生息環境整備地域活動助成事業実施要綱の改正について

1 トキ生息環境整備地域活動助成事業について

新潟県トキ保護募金推進委員会規約の目的にある「トキ保護増殖の支援及び佐渡における野生復帰を展望した支援」に基づき、佐渡地域でトキの生息環境整備等に取り組む団体等に対し、活動経費の助成を行うもの（平成16年度に事業実施要綱制定）。

2 改正の理由

今後の野生復帰の方針を示した「トキ野生復帰ロードマップ2020（平成28年3月環境省）」が策定され、2020年（平成32年）頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させるとの目標達成に向け、引き続き、関係者が連携、協力してトキの餌場等の生息環境整備の取組を進めていくこととなった。

トキの生息エリアが広範囲にわたっている状況を踏まえ、今後は島内全域で生息環境整備の取組を実践していく必要があるため、要綱を改正し、佐渡全体のモデルとなる生息環境整備の活動を新たに助成対象に追加するとともに、野生復帰の意義とトキ保護募金活動への理解促進を図るため、本助成事業を通じた普及啓発に関する規定等を整備するもの。

3 改正の内容

(1) 事業種目の追加

助成対象の事業種目に「モデル的生息環境整備」を追加し、これまで生息環境整備に取り組んできた団体等が行うモデル的な活動に対し助成を実施（年25万円を上限とし、5回を限度に助成）

(2) 普及啓発に関する規定の整備

助成活動の実施地域における啓発看板の設置等の規定を整備

(3) 規定の整理等

助成対象経費や事業種目、書類保存等について、改めて規定や別表として整理

* 改正案はトキ生息環境整備地域活動助成事業実施要綱新旧対照表のとおり

トキ生息環境整備地域活動助成事業実施要綱 新旧対照表

(傍線は改正部分)

改正後	改正前
<p>(事業目的)</p> <p>第1条 この事業は、新潟県トキ保護募金推進委員会規約（平成11年5月31日施行）の「トキ保護増殖の支援及び野生復帰を展望した支援」に基づき、佐渡地域におけるトキの生息環境（エサ場、ねぐら、営巣に適した樹木）の創出、保全、管理等及び社会環境（普及啓発、合意形成等）の整備（以下「生息環境整備等」という。）の活動を助成することにより、トキの生息環境整備等を促進し、野生復帰に資することを目的とする。</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第2条 トキの野生復帰に向けた生息環境整備等の活動を行っている団体で、次の要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 5人以上の構成員を有する団体であること。</p> <p>(2) <u>組織及び運営に関する</u>規約等を有し、団体が継続的に活動でき、適正な経理が行えること。</p> <p>(助成活動及び経費)</p> <p>第3条 助成の対象は、<u>別表1に掲げる</u>トキの野生復帰に向けた生息環境整備等の活動（以下「助成活動」という。）に必要な経費であって、別表2に掲げる経費のうち、会長が必要と認める経費とする。ただし、次のいずれかに該当する活動<u>経費</u>は、助成対象外とする。</p> <p>(1) 営利を目的とするもの。</p> <p>(2) 政治的又は宗教的活動と認められるもの。</p> <p>(3) 他の事業において、助成金等の交付を受けるもの。</p> <p><u>(4) 通常的な団体の運営費（事務室等借上料、事務費、人件費等）</u></p> <p><u>(5) 飲食費</u></p>	<p>(事業目的)</p> <p>第1条 この事業は、新潟県トキ保護募金推進委員会規約（平成11年5月31日施行）の「トキ保護増殖の支援及び野生復帰を展望した支援」に基づき、佐渡地域におけるトキの生息環境（エサ場、ねぐら、営巣に適した樹木）の創出、保全、管理等（以下「生息環境整備等」という。）の活動を助成することにより、トキの生息環境整備等を促進し、野生復帰に資することを目的とする。</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第2条 トキの野生復帰に向けた生息環境整備等の活動を行っている団体で、次の要件を備えているものとする。</p> <p>(1) 5人以上の構成員を有する団体であること。</p> <p>(2) 規約等を有し、団体が継続的に活動でき、適正な経理が行えること。</p> <p>(助成活動及び経費)</p> <p>第3条 助成の対象は、トキの野生復帰に向けた生息環境整備等の活動（以下「助成活動」という。）に必要な経費であって、別表に掲げる経費のうち、会長が必要と認める経費とする。ただし、次のいずれかに該当する活動は、助成対象外とする。</p> <p>(1) 営利を目的とするもの。</p> <p>(2) 政治的又は宗教的活動と認められるもの。</p> <p>(3) 他の事業において、助成金等の交付を受けるもの。</p>

改正後	改正前
<p>(助成金額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 同一団体への助成は、<u>別表1の事業種目ごとに</u>5回を限度とする。</p> <p>第5条から第10条 (略)</p> <p>(現地確認<u>及び書類保存</u>)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>2 助成団体は、助成活動に係る関係書類等を2年間保存しておくものとする。</u></p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>(啓発看板等)</u></p> <p><u>第13条 助成団体は、原則として、助成活動を実施する地域において、別紙仕様による啓発看板、又は標柱を設置しなければならない。ただし、標準仕様によりがたい場合は、別仕様でも可能とする。</u></p> <p><u>2 助成団体は、活動の状況について、情報発信に努めるものとする。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第<u>14</u>条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に会長が定める。</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 この要綱は、平成28年5月 日から施行する。</u></p>	<p>(助成金額)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 同一団体への助成は、5回を限度とする。</p> <p>第5条から第10条 (略)</p> <p>(現地確認)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第<u>13</u>条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し、必要な事項は別に会長が定める。</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

改正後

改正前

別表 1 (第3条関係) 追加

事業種目及び助成額等

種目	助成金額	助成対象活動	助成対象団体
生息環境整備	年間25万円/団体を上限	<ul style="list-style-type: none"> ○生息環境の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・トキの餌場となるビオトープ等の維持管理 ・トキのねぐら、営巣林・営巣木の保全 ○生息域の拡大に向けた健全な里山の生態系の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・餌場の多様化のための維持・造成 ・トキの生息に好適となりうる潜在的な環境の確保 	トキの生息環境整備等の活動を行っている、又は行うこととしている団体
社会環境整備		<ul style="list-style-type: none"> ○野生復帰に向けた普及啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・トキへの関心を高め、野生復帰の意義に対する理解を深めるための説明会や講演会 ・トキとの共生を先進的に進める地域の取組紹介 ・トキをシンボルとした環境学習や研修活動 ・他地域との多様な交流及び情報交換 ・トキとの共生ルールの普及啓発 	
モデル的生息環境整備	年間25万円/団体を上限	<ul style="list-style-type: none"> ○佐渡全体のモデルとなる生息環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農地、湿地（ビオトープ）、森林等のトキの餌場、ねぐら、営巣林等を有機的に結びつけた総合的な生息環境の維持・確保 ・個体群の定着が見られる地域における他事業とも連携した一体的な整備 	トキの生息環境整備の活動を行ったことがある団体、又はその構成員が代表者等を務める団体

別表 2 (第3条関係)

(略)

別紙 (第13条関係) 追加

(別紙のとおり)

別表 (第3条関係)

(略)

別紙（第13条関係） 追加

トキ生息環境整備地域活動助成事業の啓発看板等について

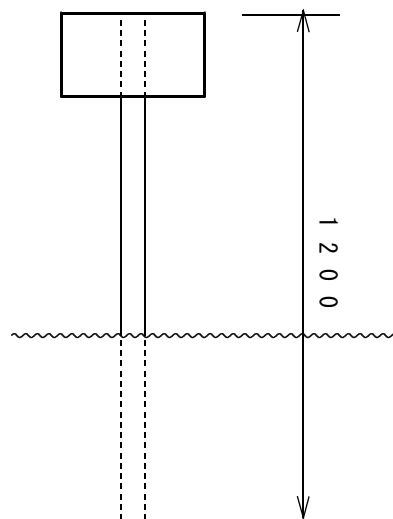
トキ生息環境整備活動助成事業の啓発看板等は、次の仕様を標準とする。
ただし、標準仕様によりがたい場合は、別仕様でも可能とする。

1 啓発看板

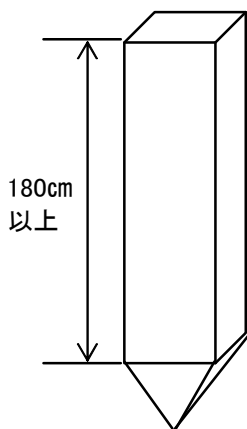
- 必要最低限の内容表示と耐久性を考慮して、次の材質、規格を選定。

種類	仕様	規格
看板	アルミ	L 2 6 0 × W 3 7 0
支柱	鉄管にメッキ+塗装	L 1 2 0 0

- 看板には、「新潟県トキ保護募金」の文言及びロゴマーク、活動団体の名称、事業開始年度、取組内容を表示する。



2 啓発標柱



- 10cm角×長さ180cm以上のもの
- 標柱面には、「新潟県トキ保護募金」の文言及びロゴマーク、活動団体の名称、事業開始年度、取組内容を表示する。